

稚内市産後ケア事業のご案内(宿泊型)

稚内市では、出産後のお母さんと赤ちゃんの生活を応援するため「産後ケア事業」を実施しています。医療機関に宿泊し、ゆっくりと休養しながら産後の体調を整え、助産師より育児サポート（授乳・沐浴・育児相談など）を受けることができます。

利用できる方

- 稚内市に住民登録しており、下記のいずれかに当てはまる産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん
 - (1) 産後の体調や育児に不安のある方
 - (2) 授乳方法やケアの仕方に不安を感じている方
 - (3) 産後に家族からの協力が十分に受けられない方
- ※お母さん、赤ちゃんともに医療が必要な方は利用できません。

内容

- お母さんの身体や心のケア
- 授乳や沐浴などの育児相談
- 乳房に関するケアや相談
- 赤ちゃんの発育・発達の相談



利用場所

- 市立稚内病院

利用時間

- 朝9：00～翌日11：00 ※土日、祝日、年末年始を除く

利用料金

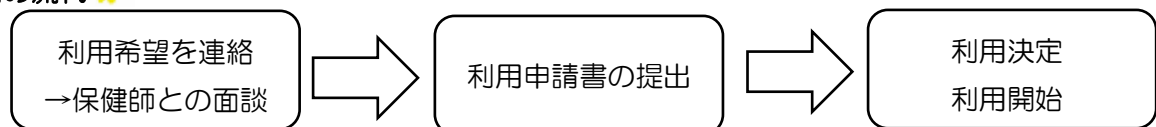
- 1泊2日（3食込み）4,600円 その後、1日ごとに2,300円
- ※利用期間は最大7日間までです。
- ※利用料金は直接医療機関にお支払い下さい。
- ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は減免制度があります。（詳細はお問合せ下さい）



持ち物

- お母さん：診察券・母子健康手帳・着替え・洗面用具・箸・スプーン
- 赤ちゃん：診察券・着替え・オムツ・お尻ふき・ミルク用品と消毒用品一式（必要な方）お風呂用品（ボディーソープ、ガーゼ、タオル、綿棒）

利用の流れ



※医療機関の状況によっては、希望どおりの利用ができない場合があります。

【お申込み・お問い合わせ】

稚内市健康づくり課（稚内市保健福祉センター内）稚内市中央4丁目16番2号
電話：23-4000

